

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書

～令和3年における状況について～

（概況報告と総括）

令和4年3月

原子力損害賠償紛争解決センター

目次

第 1 センターの組織	1
1 総括委員会	1
2 事務所体制	1
3 人員体制	3
第 2 申立ての動向	5
1 申立件数等	5
2 住所地別の申立件数等	9
3 損害項目別の申立件数等	12
4 業種別の申立件数等	13
第 3 取扱いの状況	14
1 既済件数及び未済件数の動向	14
2 和解成立の損害項目別動向	21
第 4 広報等	22
1 説明会の開催等	22
2 電話による問合せの状況	26
第 5 当面の課題と解決に向けた取組	27
1 本件事故発生から 10 年が経過して	27
2 案件審理の現状と課題	29
3 訴訟との関係	32
4 広報・周知活動について	33
5 終わりに	34

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の令和３年１月から１２月までの１年間における活動状況について報告する。

第１ センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の行う東京電力株式会社¹福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介の手續（以下「和解仲介手續」という。）を実施する組織であり²、総括委員会³、パネル（仲介委員⁴による単独又は合議体の和解仲介手續の実施主体をいう。以下同じ。）及び同手續の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室⁵（以下「和解仲介室」という。）から構成されている⁶。

１ 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手續を円滑かつ効率的に遂行するために同手續を総括する委員会として、審査会の下に設置され、令和３年１２月末現在、審査会会長が指名した委員長１名及び委員２名の計３名で構成されている⁷。

総括委員会が令和３年に行った主な活動は次のとおりである。

（１）会議の開催

総括委員会の会議は、総括委員長が招集することとされており⁸、令和３年１月から１２月までの間に計１１回（第１５０回会議から第１６０回会議まで）開催された。

（２）主な議決事項

令和３年は、「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和２年における状況について～（概況報告と総括）」（以下「令和２年活動状況報告書」という。）等について、会議において、又は、持ち回りにより、議決を行った。

２ 事務所体制

センターは、東京都内に東京事務所（港区西新橋一丁目）、福島県内に５か所の計６事務所において業務を行っている。

¹ 東京電力株式会社は、平成２８年４月１日に会社分割によりホールディングカンパニー制に移行し、持株会社「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更。本件事故による原子力損害の賠償に責任を負うのは「東京電力ホールディングス株式会社」となる。以下、商号変更の前後を通じて「東京電力」という。

² 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成２３年８月５日審査会決定。以下「要領」という。）第６条

³ 要領第１条

⁴ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第７条の２第１項

⁵ 要領第７条

⁶ 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成２３年８月２６日総括委員会決定）第１条

⁷ 要領第１条

⁸ 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成２７年８月２３日総括委員会決定）第３条第１項

東京事務所で、申立書の受理手続きを行っているほか、口頭審理等の和解仲介手続や各種連絡調整など和解仲介手続に伴う事務、文部科学省ホームページにおける和解仲介の結果の公表その他のセンターの活動に係る情報提供も実施している。

また、福島事務所（郡山市）並びに同事務所の県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の5つの事務所では、福島原発事故被災地に近いという特性を生かして、被害者の方々からの和解仲介の申立方法や申立手続に関する窓口での問合せや、フリーダイヤルによる各種問合せ（後記「第4 2 電話による問合せの状況」参照）に応じているほか、テレビ会議システムを活用した口頭審理手続等を行っている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民・事業者の方々を対象とした説明会等への参加、和解事例集（簡易版）の配布等、センターの取組に関する広報の充実にも取り組んでいる（後記「第4 1 説明会の開催等」参照）。

引き続き、関係地方公共団体や関係団体との緊密な連携の下、説明会への協力など、福島県内の各地域の実情に即したきめ細かな広報活動に一層注力し、適切な賠償が実現されるよう努めていきたいと考えている。

3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から令和3年までの推移

	平成 23年 12月	平成 24年 12月	平成 25年 12月	平成 26年 12月	平成 27年 12月	平成 28年 12月	平成 29年 12月	平成 30年 12月	令和 元年 12月	令和 2年 12月	令和 3年 12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	－	－	－	－	－	3	4	4	5	5	5
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276	277	278	270	227
調査官	28	91	193	192	189	184	181	161	132	105	84
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)	137 (27)	123 (26)	111 (23)	109 (22)
合計	193	411	603	639	623	619	608	582	541	494	428

○令和3年、月別推移

	令和3年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
仲介委員	270	270	270	270	270	269	269	268	266	232	229	227
調査官	103	103	103	93	93	92	89	88	88	86	85	84
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	110 (23)	110 (23)	110 (23)	107 (21)	108 (22)	108 (22)	108 (22)	113 (22)	112 (22)	105 (22)	105 (22)	109 (22)
合計	491	491	491	478	479	477	474	477	474	431	427	428

※各月の月末における人数を示したものである。

※総括委員会顧問：総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う審査会の委員又は特別委員

仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁護士）

調査官：仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室職員：調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び文部科学省の職員等により構成される。

【概要】

令和3年12月末時点で、総括委員3名、総括委員会顧問5名のほか、仲介委員227名（令和2年12月末比43名減）、調査官84名（同21名減）、和解仲介室職員109名（同2名減）の体制となった。調査官は任期1年の任期付非常勤職員であるが、再任を希望しなかった又は自己都合による退職をした人員数と、後述する案件動向等も見ただ、新規採用を実施していないこともあり、人数は減少傾向にある。仲介委員は、自己都合による退職が増えたこともあり、人数が減少している。

このほか、仲介委員の参考とするため、専門的知見に基づく調査及び評価を行う専門委員4名（建築の専門家2名、不動産鑑定士2名）が発令されている。

第2 申立ての動向

1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から令和3年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)	2,794 (21,404)
申立種別内訳						
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)
申立人数 (分離を除く)	1,206	11,971	25,738	29,534	23,984	9,508
(分離を除いた累計)	-	(13,177)	(38,915)	(68,449)	(92,433)	(101,941)
申立人数 (分離を含む)	1,206	12,055	25,914	29,534	23,984	9,508
(分離を含んだ累計)	-	(13,261)	(39,175)	(68,709)	(92,693)	(102,201)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)	1,227 (43.9%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	2.6	6.3	5.7	5.7	3.4
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	2.7	6.3	5.7	5.7	3.4

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	全期間合計
期間別申立件数 (累計)	1,811 (23,215)	1,121 (24,336)	1,209 (25,545)	862 (26,407)	1,144 (27,551)	27,551
申立種別内訳						
法人申立て	472 (26.1%)	240 (21.4%)	175 (14.5%)	101 (11.7%)	98 (8.6%)	5,822 (21.1%)
個人申立て	1,339 (73.9%)	881 (78.6%)	1,034 (85.5%)	761 (88.3%)	1,046 (91.4%)	21,729 (78.9%)
申立人数 (分離を除く)	3,648	2,158	3,668	2,096	3,906	117,417
(分離を除いた累計)	(105,589)	(107,747)	(111,415)	(113,511)	(117,417)	
申立人数 (分離を含む)	3,648	5,477	3,668	2,096	3,906	120,996
(分離を含んだ累計)	(105,849)	(111,326)	(114,994)	(117,090)	(120,996)	
申立ての 弁護士代理件数	735 (40.6%)	385 (34.3%)	248 (20.5%)	159 (18.4%)	237 (20.7%)	9,762 (35.4%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.0	1.9	3.0	2.4	3.4	4.3
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.0	4.9	3.0	2.4	3.4	4.4

○令和3年、月別内訳

	令和3年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
期間別申立件数 (累計)	71 (26,478)	177 (26,655)	290 (26,945)	78 (27,023)	50 (27,073)	32 (27,105)
申立種別内訳						
法人申立て	3 (4.2%)	11 (6.2%)	34 (11.7%)	11 (14.1%)	6 (12.0%)	4 (12.5%)
個人申立て	68 (95.8%)	166 (93.8%)	256 (88.3%)	67 (85.9%)	44 (88.0%)	28 (87.5%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	178 (113,689)	798 (114,487)	1,520 (116,007)	181 (116,188)	109 (116,297)	74 (116,371)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	178 (117,268)	798 (118,066)	1,520 (119,586)	181 (119,767)	109 (119,876)	74 (119,950)
申立ての 弁護士代理件数	11 (15.5%)	35 (19.8%)	113 (39.0%)	17 (21.8%)	12 (24.0%)	10 (31.3%)

	令和3年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数 (累計)	33 (27,138)	82 (27,220)	130 (27,350)	103 (27,453)	47 (27,500)	51 (27,551)
申立種別内訳						
法人申立て	4 (12.1%)	8 (9.8%)	5 (3.8%)	6 (5.8%)	4 (8.5%)	2 (3.9%)
個人申立て	29 (87.9%)	74 (90.2%)	125 (96.2%)	97 (94.2%)	43 (91.5%)	49 (96.1%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	63 (116,434)	165 (116,599)	350 (116,949)	233 (117,182)	112 (117,294)	123 (117,417)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	63 (120,013)	165 (120,178)	350 (120,528)	233 (120,761)	112 (120,873)	123 (120,996)
申立ての 弁護士代理件数	7 (21.2%)	8 (9.8%)	5 (3.8%)	10 (9.7%)	5 (10.6%)	4 (7.8%)

※平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※平成26年5月以降は、一部の申立ては「集合立件」（代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて1件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式）により計上している。

※括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て1件として計上している。

※（累計）は、平成23年9月以降の累計である。

※申立件数のうち、平成24年：1件、平成25年：2件、平成30年：5件は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立件数。

※申立人数のうち、平成24年：84人、平成25年：176人、平成30年：3,319人は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立人数。（申立人数は各案件が分離された年の年末時点集計）この分離された事案の申立人数を除いたものが申立人数の上段、含んだものが下段となる。

○平成 26 年から令和 3 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	1,144
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)	336 (39.0%)	524 (45.8%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)	526 (61.0%)	620 (54.2%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※初回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合をいう
 複数回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に別の事件番号での和解仲介の申立てをしている場合をいう。

分離に係る申立て：当該申立てが手続上分離されたものである場合をいう。

※申立受付時に申立人の氏名・名称と事故時住所・所在地をもって複数回目の申立てと認識できた申立件数を「複数回申立て」として計上しており、厳密な本人確認等を行ったものではないため、「概数」としての統計となる。

※これまでの数字を見直した結果、平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

○平成 23 年から令和 3 年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	累計
申立人数100以上／件の期間別申立件数	1	10	11	36	16	14	0	0	1	1	3	93

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化して申し立てられた一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまで、代理人が付かない本人による「集団」申立ては申立書ごとに事件番号が付されていたので集計の対象外となる等）。

※平成 30 年は、表とは別に、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案で 1 件の申立人数が 100 以上の事案が 3 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	累計
普通地方公共団体からの期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	5	36
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	5	85
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	0	48
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	4
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	10	173

※地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※これまでの数字を見直した結果、平成 24 年～27 年の申立件数については、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和3年の申立件数は1,144件⁹となり、令和2年（令和2年1月から令和2年12月までの1年間のことを言う。以下同じ。）の件数と比較すると32.7%増であった。また、個人による申立件数と法人による申立件数の割合は、令和2年と比較すると個人による申立件数の割合が3.1%増加して91.4%となった。月ごとの申立件数を見ると、3月は290件であった。また、2月、9月、10月は100件を超えた一方で、6月、7月は40件を下回った。そのほかの月は50件から80件前後を推移している。申立件数の増加要因として、「第5 2 案件審理の現状と課題」で後述するように、2月及び3月の申立件数が顕著に増えており、10年の時効期間を意識した申立てがなされたと推察される。また、被災自治体や被災者支援団体（NPO）等と連携し、申立書の書き方相談等を受けるオンライン説明会等を開催するなどの広報活動による影響もあると考えられる。

初回申立てと複数回申立ての推移（概数）を見ると、令和2年に比べて、初回申立ての件数及び複数回申立ての件数共に増加している。初回申立ては全体の45.8%（令和2年の初回申立件数の156.0%）、複数回申立ては全体の54.2%（令和2年の複数回申立件数の117.9%）である。平成26年から令和元年にかけては初回申立ての件数及び割合が段階的に減少している傾向が続いていたが、令和3年は令和2年に引き続き初回申立ての割合が増加しており、本件事故から時が経過する一方で、なお約半数が初回申立てとなっている。

申立人数については3,906人であり、令和2年と比較すると86.4%増であった。なお、令和3年における1件当たりの申立人数は、3.4であった。

弁護士の代理が付された申立ての割合は、令和3年は2.3%増加し、20.7%となった。

なお、令和3年においては、地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村による申立ては10件であり、令和2年（15件）よりも減少している。このうち、都道府県からは5件の申立てがあった。

⁹ なお、平成26年5月以降、「集合立件」の方式を導入したため、平成26年以降の申立ての中には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを1件にまとめた申立てが含まれている。平成29年から令和2年までに集合立件の方式を採用した申立てはなかった。

2 住所地別の申立件数等

令和３年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表３に示すとおりである。

【表３ 住所地別の申立件数等】

		地方公共 団体名	事故時(※1)				申立時(※1)	
			件数	比率 (※2)		件数	比率 (※2)	
								初回申立て(比率)
福島県	浜通り (いわき市、 相馬市、 新地町 を除く)	双葉郡浪江町	385	52 (13.5%)	333 (86.5%)	33.7%	63	5.5%
		南相馬市	210	116 (55.2%)	94 (44.8%)	18.4%	185	16.2%
		双葉郡大熊町	48	28 (58.3%)	20 (41.7%)	4.2%	1	0.1%
		双葉郡富岡町	45	19 (42.2%)	26 (57.8%)	3.9%	8	0.7%
		双葉郡楡葉町	31	23 (74.2%)	8 (25.8%)	2.7%	10	0.9%
		双葉郡双葉町	18	10 (55.6%)	8 (44.4%)	1.6%	2	0.2%
		相馬郡飯舘村	13	5 (38.5%)	8 (61.5%)	1.1%	4	0.3%
		双葉郡広野町	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0.3%	2	0.2%
		双葉郡葛尾村	3	(0.0%)	3 (100.0%)	0.3%	1	0.1%
		双葉郡川内村	2	2 (100.0%)	(0.0%)	0.2%	4	0.3%
		小計	758	257	501	66.3%	280	24.5%
	浜通り (いわき市、 相馬市、 新地町に限る)	いわき市	64	41 (64.1%)	23 (35.9%)	5.6%	137	12.0%
		相馬郡新地町	3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0.3%	6	0.5%
		相馬市	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	16	1.4%
		小計	69	43	26	6.0%	159	13.9%
	県北	福島市	79	54 (68.4%)	25 (31.6%)	6.9%	103	9.0%
		伊達郡川俣町	26	26 (100.0%)	(0.0%)	2.3%	18	1.6%
		伊達市	18	9 (50.0%)	9 (50.0%)	1.6%	18	1.6%
		二本松市	11	9 (81.8%)	2 (18.2%)	1.0%	32	2.8%
		伊達郡国見町	3	3 (100.0%)	(0.0%)	0.3%	1	0.1%
		伊達郡桑折町	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	7	0.6%
		本宮市	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	12	1.0%
		安達郡大玉村	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	7	0.6%
		小計	141	104	37	12.3%	198	17.3%
	県中	郡山市	64	52 (81.3%)	12 (18.8%)	5.6%	95	8.3%
		須賀川市	9	6 (66.7%)	3 (33.3%)	0.8%	14	1.2%
		田村市	8	6 (75.0%)	2 (25.0%)	0.7%	6	0.5%
		岩瀬郡鏡石町	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	2	0.2%
		石川郡浅川町	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%
		田村郡三春町	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	4	0.3%
		田村郡小野町	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%
		小計	85	67	18	7.4%	123	10.8%
	県南	白河市	6	5 (83.3%)	1 (16.7%)	0.5%	5	0.4%
		東白川郡矢祭町	3	3 (100.0%)	(0.0%)	0.3%	3	0.3%
		東白川郡塙町	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%
		西白河郡中島村				0.0%	1	0.1%
		小計	10	9	1	0.9%	10	0.9%

		地方公共 団体名	事故時(※1)				申立時(※1)	
			件数			比率 (※2)	件数	比率 (※ 2)
				初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
福 島 県	会津	会津若松市	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0.3%	11	1.0%
		南会津郡南会津町	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%
		耶麻郡北塩原村	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	1	0.1%
		河沼郡会津坂下町	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%		0.0%
		喜多方市				0.0%	1	0.1%
		南会津郡下郷町				0.0%	1	0.1%
		耶麻郡猪苗代町				0.0%	1	0.1%
		小計	6	4	2	0.5%	16	1.4%
福島県内計			1,069	484	585	93.4%	786	68.7%

	都道府県名	事故時(※1)				申立時(※1)	
		件数			比率 (※2)	件数	比率 (※2)
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
北海道・東北	宮城県	12	6 (50.0%)	6 (50.0%)	1.0%	45	3.9%
	山形県	5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0.4%	26	2.3%
	岩手県	3	(0.0%)	3 (100.0%)	0.3%	3	0.3%
	北海道	2	(0.0%)	2 (100.0%)	0.2%	7	0.6%
	青森県				0.0%	2	0.2%
	秋田県				0.0%	3	0.3%
	小計	22	8	14	1.9%	86	7.5%
関東・甲信越	東京都	10	5 (50.0%)	5 (50.0%)	0.9%	49	4.3%
	埼玉県	5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0.4%	35	3.1%
	千葉県	5	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0.4%	32	2.8%
	茨城県	4	4 (100.0%)	(0.0%)	0.3%	18	1.6%
	栃木県	4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0.3%	14	1.2%
	群馬県	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	9	0.8%
	新潟県	2	(0.0%)	2 (100.0%)	0.2%	11	1.0%
	神奈川県	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	13	1.1%
	山梨県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	5	0.4%
	長野県				0.0%	2	0.2%
	小計	34	18	16	3.0%	188	16.4%
北陸・東海	静岡県	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0.2%	3	0.3%
	富山県				0.0%	3	0.3%
	石川県				0.0%	5	0.4%
	岐阜県				0.0%	2	0.2%
	愛知県				0.0%	15	1.3%
	小計	2	1	1	0.2%	28	2.4%
近畿	三重県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	3	0.3%
	滋賀県				0.0%	4	0.3%
	京都府				0.0%	4	0.3%
	大阪府				0.0%	12	1.0%
	兵庫県				0.0%	7	0.6%
	奈良県				0.0%	1	0.1%
	小計	1	1		0.1%	31	2.7%

	都道府県名	事故時(※1)				申立時(※1)	
		件数			比率 (※2)	件数	比率 (※2)
			初回申立て(比率)	複数回申立て(比率)			
中国・四国	岡山県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	6	0.5%
	広島県	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	3	0.3%
	愛媛県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	2	0.2%
	鳥取県				0.0%	1	0.1%
	小計	3	2	1	0.3%	12	1.0%
九州・沖縄	大分県	1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%	1	0.1%
	宮崎県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	鹿児島県	1	1 (100.0%)	(0.0%)	0.1%	2	0.2%
	沖縄県				0.0%	3	0.3%
	小計	3	2	1	0.3%	7	0.6%
事故時住所なし(事故後に申立会社設立)		1	(0.0%)	1 (100.0%)	0.1%		0.0%
不明		9	8 (88.9%)	1 (11.1%)	0.8%	2	0.2%
福島県以外の国内計		75	40	35	6.6%	354	30.9%
海外					0.0%	4	0.3%
小計					0.0%	4	0.3%
福島県以外計		75	40	35	6.6%	358	31.3%
合計		1,144	524	620	100.0%	1,144	100.0%

※ 1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所は申立書の記載に従っており、当センターが申立時における居住の実態を独自に確認したものではない。

※ 2 令和 3 年の全申立件数 1,144 件に対する比率。

【概要】

令和 3 年に行われた申立てを住所地別に見ると、事故時の住所が福島県内である被害者からの申立てが全体の 93.4%を占め、また、申立時の住所が福島県内である被害者からの申立てが 68.7%となっているなど、令和 2 年と同様の傾向が見られた。

事故時の住所が双葉郡浪江町である被害者からの複数回申立ての件数が 333 件と顕著である。これは、平成 30 年 4 月に浪江町住民の集団申立てが打切りとなったが、同集団申立ての打切り後、集団申立てに参加した浪江町住民による個別申立てが行われるなど、集団申立てに参加した被害者による再度の申立てが多くあったことが一つの要因としてあげられる。これらの再度の申立てに当たっては、「第 4 1 説明会の開催等」で後述するように、地方公共団体等との連携により開催された説明会等の広報活動による影響があると考えられる。

3 損害項目別の申立件数等

令和3年の損害項目別の申立件数等は、表4に示すとおりである。

【表4 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								除染費用
		避難費用	生命・身体 的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動産 関連	
件数 (割合)	1,144	433 (37.8%)	249 (21.8%)	770 (67.3%)	183 (16.0%)	212 (18.5%)	111 (9.7%)	163 (14.2%)	110 (9.6%)	68 (5.9%)
前年比	132.7%	123.0%	183.1%	142.1%	98.9%	133.3%	152.1%	111.6%	112.2%	154.5%

参考) 令和2年

件数 (割合)	862	352 (40.8%)	136 (15.8%)	542 (62.9%)	185 (21.5%)	159 (18.4%)	73 (8.5%)	146 (16.9%)	98 (11.4%)	44 (5.1%)
------------	-----	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--------------	----------------	---------------	--------------

※複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

【概要】

令和3年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、令和2年とおおむね同様の傾向を示している。

各損害項目別の申立件数についても、令和2年と比較して申立総件数の増加に伴って全体的に増加している。

精神的損害の申立てが引き続き高い割合を占めていることについては、「2 住所地別の申立件数等」で前述した平成30年4月の浪江町住民の集団申立て打切り後の再度の申立てが多くあったことが一つの要因として考えられる。

4 業種別の申立件数等

令和３年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種の内訳は、表５に示すとおりである。

【表５ 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業 種 内 訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	183	39 (21.3%)	27 (14.8%)	51 (27.9%)	9 (4.9%)	10 (5.5%)	3 (1.6%)	83 (45.4%)
前年比	98.9%	100.0%	103.8%	104.1%	75.0%	71.4%	60.0%	109.2%

参考) 令和２年

件数 (割合)	185	39 (21.1%)	26 (14.1%)	49 (26.5%)	12 (6.5%)	14 (7.6%)	5 (2.7%)	76 (41.1%)
------------	-----	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	-------------	---------------

※「サービス業等」は、サービス業のほかに、農林水産業、製造業・加工業、販売業、建設業、不動産業、医療業に含まれない業種が含まれている。

※複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は 100%を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

【概要】

令和３年の営業損害の申立件数は 183 件であり、令和２年よりも 2 件減少した。業種別に集計した申立件数の全体に占める割合は、令和２年までと同様に、農林水産業、製造業・加工業、販売業及びサービス業等の申立件数の割合が多く、建設業、不動産業及び医療業の申立件数の割合が比較的少なかった。

令和２年と比較すると、営業損害全体の申立件数はほぼ横ばいであり、業種別の申立件数の変化を見ても、若干の増減はあるものの、いずれの業種についてもほぼ横ばいであったため、全体的な傾向に影響を及ぼすような変化はなかった。

第3 取扱いの状況

1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6に示すとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から令和3年までの推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388
(内訳)									
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	969
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199
取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	220
却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介 をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	940

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61	175	127	107	92
仮払和解成立	0	80	27	1	0	0	0	0	0

	令和 2年	令和 3年	全期間 合計
期間別申立件数	862	1,144	27,551
期間別既済件数	1,087	942	26,634
(内訳)			
和解成立	814	705	21,267
和解打ち切り	106	126	2,354
取下げ	167	111	3,011
却下	0	0	1
和解の仲介 をしない	0	0	1
未済件数	715	917	917

【参考】

一部和解成立	27	31	2,369
仮払和解成立	0	0	108

○令和 3 年、月別内訳

	令和 3 年											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
期間別申立件数	71	177	290	78	50	32	33	82	130	103	47	51
期間別既済件数	63	58	69	84	56	68	86	71	83	101	112	91
(内訳)												
和解成立	44	38	53	66	36	49	60	52	65	82	87	73
和解打ち切り	8	7	8	15	12	12	16	10	9	12	5	12
取下げ	11	13	8	3	8	7	10	9	9	7	20	6
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	723	842	1,063	1,057	1,051	1,015	962	973	1,020	1,022	957	917

【参考】

一部和解成立	1	0	3	6	1	3	6	1	3	1	4	2
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

※「未済件数」は各期間末における未済件数を示したものである。

※平成 27 年 1 月以降、既済案件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、
 手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成 27 年に計上すべきもののうち、
 平成 26 年に既に計上したものがあるため、平成 27 年の既済件数がその分少なくなっている。

※「一部和解成立」「仮払和解成立」は、申立件数 1 件に対して同日に成立した案件がそれぞれ 2 件以上あった場合においても、1 件として計上している。

※これまでの数字を見直した結果、平成 27 年の既済件数のうち、和解成立と取下げの件数が、平成 29 年までの活動状況報告書と異なっている。

※「和解の仲介をしない」とは、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 10 条第 1 項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第 33 条に定められている、申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときの終了理由である。平成 30 年の 1 件は、東京電力に対して返還すべき過払金の確定を求めるものであったが、迅速な被害者救済に資するものではないことなどから和解の仲介をしないこととなったものである。

※「和解打ち切り」には、事案のうちの一部事項については和解成立したが、最終的に打ち切りに至ったものを含む。
 （令和 3 年においては 3 件）

○平成 26 年から令和 3 年までの主な和解打ち切り理由の内訳

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別既済件数	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388
(既済件数の内訳)						
和解成立	4,438 (87.8%)	3,643 (85.1%)	2,755 (81.0%)	1,581 (74.2%)	1,232 (67.8%)	969 (69.8%)
取下げ	316 (6.3%)	364 (8.5%)	447 (13.1%)	356 (16.7%)	333 (18.3%)	220 (15.9%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
和解打ち切り	300 (5.9%)	274 (6.4%)	201 (5.9%)	195 (9.1%)	252 (13.9%)	199 (14.3%)
(和解打ち切り理由の内訳)						
申立人の請求権を認定できない	177 (3.5%)	204 (4.8%)	154 (4.5%)	161 (7.6%)	148 (8.1%)	128 (9.2%)
申立人が和解案を拒否した	15 (0.3%)	13 (0.3%)	22 (0.6%)	11 (0.5%)	5 (0.3%)	6 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	42 (0.8%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	4 (0.2%)	49 (2.7%)	17 (1.2%)
申立人が資料提出に応じない	27 (0.5%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	17 (0.9%)	14 (1.0%)
申立人と連絡がとれない	25 (0.5%)	35 (0.8%)	12 (0.4%)	12 (0.6%)	16 (0.9%)	17 (1.2%)
その他	14 (0.3%)	8 (0.2%)	7 (0.2%)	4 (0.2%)	17 (0.9%)	17 (1.2%)

	令和2年	令和3年	合計
期間別既済件数	1,087	942	20,105
(既済件数の内訳)			
和解成立	814 (74.9%)	705 (74.8%)	16,137 (80.3%)
取下げ	167 (15.4%)	111 (11.8%)	2,314 (11.5%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
和解打ち切り	106 (9.8%)	126 (13.4%)	1,653 (8.2%)
(和解打ち切り理由の内訳)			
申立人の請求権を認定できない	55 (5.1%)	86 (9.1%)	1,113 (5.5%)
申立人が和解案を拒否した	7 (0.6%)	3 (0.3%)	82 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	2 (0.2%)	0 (0.0%)	129 (0.6%)
申立人が資料提出に応じない	26 (2.4%)	10 (1.1%)	102 (0.5%)
申立人と連絡がとれない	11 (1.0%)	22 (2.3%)	150 (0.7%)
その他	5 (0.5%)	5 (0.5%)	77 (0.4%)

※平成 26 年より、和解打ち切り理由について上記分類にて整理を実施している。

※被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案のうち、東京電力社員又はその家族からの申立ての件数は、平成 25 年 10 件、平成 26 年 42 件、平成 27 年 9 件、平成 28 年 7 件、平成 29 年 4 件、平成 30 年 9 件、令和元年 4 件、令和 2 年 0 件、令和 3 年 0 件であった（平成 28 年においては、同内容での再申立てであったため、和解案を提示する前に被申立人が拒否の意向を示した案件 1 件（和解打ち切りの理由「その他」として計上）を含んでいる。）。なお、平成 29 年まで、被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案は、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てであった。

※被申立人が和解案の受諾を拒否した件数のうち、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために、和解案の受諾を拒否したことから打ち切りになった事案が令和 2 年に 1 件あった。

※「その他」には、申立人及び被申立人の双方が和解案の受諾を拒否したために、和解打ち切りとなった事案が令和 2 年に 1 件含まれる。

※なお、「その他」には上記のほか、申立人の意思能力がないことが判明した場合などが含まれている。

○平成 26 年から令和 3 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)
うち既済件数（令和3年12月末時点）		5,217	4,239	2,794	1,810	1,112	1,200
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.9%)	449 (40.4%)	437 (36.4%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	980 (54.1%)	658 (59.2%)	763 (63.6%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)
うち未済件数（令和3年12月末時点）		0	0	0	1	9	9
内訳	初回申立て	0	0	0	0 (0.0%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)
	複数回申立て	0	0	0	1 (100.0%)	7 (77.8%)	8 (88.9%)
	分離に係る申立て	0	0	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

		令和2年	令和3年	合計
期間別申立件数		862	1,144	18,397
内訳	初回申立て	336 (39.0%)	524 (45.8%)	10,269 (55.8%)
	複数回申立て	526 (61.0%)	620 (54.2%)	8,123 (44.2%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.0%)
うち既済件数（令和3年12月末時点）		755	353	17,480
内訳	初回申立て	295 (39.1%)	168 (47.6%)	9,869 (56.5%)
	複数回申立て	460 (60.9%)	185 (52.4%)	7,606 (43.5%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.0%)
うち未済件数（令和3年12月末時点）		107	791	917
内訳	初回申立て	41 (38.3%)	356 (45.0%)	400 (43.6%)
	複数回申立て	66 (61.7%)	435 (55.0%)	517 (56.4%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※これまでの数字を見直した結果、平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

※本表における「既済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、既済となった案件の件数を示す。また、本表における「未済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和 3 年 12 月末時点において未済である案件の件数を示す。

○平成 23 年から令和 3 年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	累計
申立人数100以上／件の 期間別申立件数（分離を除く）	1	10	11	36	16	14	0	0	1	1	3	93
申立人数100以上／件の 期間別申立件数（分離を含む）	1	10	11	36	16	14	0	3	1	1	3	96
申立人数100以上／件の 期間別既済件数	0	0	2	15	10	7	6	23	26	2	0	91
（内訳）												
和解成立	0	0	2	12	9	7	3	5	15	2	0	55
和解打ち切り	0	0	0	3	1	0	2	18	11	0	0	35
一部和解成立あり	0	0	0	0	1	0	1	9	6	0	0	17
取下げ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	1	11	20	41	47	54	48	28	3	2	5	5

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化されて申し立てられたため一つ一つの申立てが 100 未満であった場合には、集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

※「和解成立」となっている平成 23 年から令和 2 年までの累計 55 件の中には、和解仲介手続の過程において、一部の申立人に対して打ち切りを行ったものを含んでおり、その中に被申立人が和解案を拒否したことによって一部打ち切りを行ったものが令和 2 年に 1 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	5	36
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	5	85
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	0	48
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	4
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	10	173
普通地方公共 団体からの 期間別既済件数	都道府県	0	0	1	0	1	3	4	2	3	3	3	20
	市	0	0	1	2	13	5	8	10	10	10	10	69
	町	0	0	0	4	9	3	1	11	4	1	13	46
	村	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	4
	合計	0	0	2	6	24	11	13	25	17	14	27	139
	（合計内訳） 和解成立	0	0	2	6	23	11	13	24	15	13	16	123
	和解打ち切り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	12
	一部和解成立あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	4
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数		0	2	2	26	24	46	47	41	50	51	34	34

※地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※これまでの数字を見直した結果、平成 24 年～28 年の申立件数及び既済件数については、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。また、平成 24 年～27 年の未済件数については、平成 30 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和 3 年の既済件数は 942 件であり、同年末における累計既済件数は 26,634 件となった。

取扱状況全体では、年間 1,144 件の申立てを受け、942 件が既済となり、既済件数が申立件数を下回った。令和 2 年と比較すると、申立件数は令和 3 年には全体として 32.7%増加し、既済件数は令和 3 年には全体として 13.3%減少している。センターで手続中の件数を示す未済件数については、令和 3 年当初の 715 件から年末にかけて 917 件まで増加した。

令和 3 年の既済件数 942 件のうち、和解成立件数は 705 件であり、既済件数の 74.8%

が和解成立により終了している。平成 25 年から平成 28 年にかけては、既済件数全体のうち和解成立件数の割合が 8 割を超え、平成 29 年以降は 8 割を下回っているが、おおむね 7 割で推移している。なお、令和 3 年末における累計和解成立件数は 21,267 件であり、累計既済件数 26,634 件のうち 79.8%が和解成立により終了している。

一方、令和 3 年の既済件数全体のうち和解打ち切りにより終了した事案は 126 件であり、既済件数全体のうちに占める割合は、令和 2 年と比較すると、9.8%から 13.4%に増加しており、また、令和 3 年に和解打ち切りにより終了した事案を和解打ち切り理由別にみると、申立人の請求権を認定できないことを理由として和解打ち切りとなったものが 86 件（和解打ち切りにより終了した件数全体のうちに占める割合は 68.3%）と 6 割以上を占めている。既済件数全体のうち、この理由により和解打ち切りとなったものの割合は平成 26 年頃と比較すると増加しており、令和 3 年においても一定の件数と割合を占めている。

令和 2 年と比較して和解打ち切りにより終了した事案の割合が増加している要因については、個々の事案により事情は多様であるため一概に述べることは難しいが、本件事故からの時の経過等に伴い、申し立てられる損害項目と本件事故との因果関係を認定することが難しい案件が増加しているといった事情のほか、後述（第 5 の 2（5））のとおり、令和 3 年 3 月以降に和解仲介手続を終了する局面で、申立人に対してその後の訴え提起が可能となるように打ち切りについて説明を行っているといった事情等も考えられる。

令和 3 年に被申立人である東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案の件数は、0 件（累計で 140 件）であった。

なお、令和 3 年は、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属している案件で双方の請求ないし訴訟物が重複しているかどうか、関連訴訟の一審判決と和解案の整合性について当事者間に膠着状態が生じたため、和解による成立の見込みがないことを理由として打ち切りになった事案が 1 件あった。

令和 3 年に和解成立により終了した標準的な事案について、手続の進行に即し、要した平均審理期間は次のとおりであった。まず、申立書の受付から 1～1.5 か月程度で担当仲介委員及び担当調査官が指名され、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。続いて、仲介委員による審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均 7.9 か月で、和解案提示が行われ、そのあと、和解契約が交わされている。なお、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間について、平成 26 年は平均 4.6 か月、平成 27 年は平均 4.6 か月、平成 28 年は平均 6.1 か月、平成 29 年は平均 7.9 か月、平成 30 年は平均 10.9 か月、令和元年は平均 11.0 か月、令和 2 年は平均 10.0 か月と長期化傾向にあった。この要因としては、本件事故からの時の経過に伴い、各種復興施策の進展やそれぞれの被害者が置かれている生活環境の変化等によって、事業や生活の具体的な事情が多様に変化しており、その多様な状況ないし事情を個別具体的に捉えて丁寧に審理することが、和解案を提示するために必要となっているという点や、本件事故発生前後の状況についての的確

な資料（関係者の記憶等の主観的なものを含む。）の散逸が進行しているという問題がある。なお、特に弁護士が代理しない本人による申立ての案件においては、申立人が個別の事情について説得的な主張をし、その主張を裏付ける的確な証拠を整理して提出し切れないことも少なくなく、一層丁寧な審理が必要となっている。センターとしては、令和元年活動状況報告書「第5 2（1）審理期間の長期化を避けるための方策」に記載したとおり、より経験のある他の法律専門家に対する助言の依頼・相談の体制や、1 案件について2 名の調査官を充てて実質的な合議を充実させる体制の強化など、事案のより適正かつ迅速な解決に努めており、令和3 年は令和2 年よりも平均審理期間が2.1 か月程度短くなっているものの、平成26 年頃と比較すると引き続き長期間となっており、今後も適正かつ迅速な解決に努める。

2 和解成立の損害項目別動向

令和３年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表７に示すとおりである。

【表７ 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・ 身体的 損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数 (割合)	705	256 (36.3%)	59 (8.4%)	372 (52.8%)	280 (39.7%)	105 (14.9%)	77 (10.9%)	51 (7.2%)	116 (16.5%)	53 (7.5%)	34 (4.8%)	162 (23.0%)
前年比	86.6%	101.6%	81.9%	93.7%	90.9%	55.0%	81.1%	83.6%	134.9%	120.5%	69.4%	78.6%

参考) 令和２年

件数 (割合)	814	252 (30.1%)	72 (8.8%)	397 (48.8%)	308 (37.8%)	191 (23.5%)	95 (11.7%)	61 (7.5%)	86 (10.6%)	44 (5.4%)	49 (6.0%)	206 (25.3%)
------------	-----	----------------	--------------	----------------	----------------	----------------	---------------	--------------	---------------	--------------	--------------	----------------

【概要】

令和２年と比較すると、財物価値喪失等及び避難費用について和解成立件数が増加したが、全体の和解成立件数の減少に伴って、その他の損害項目の和解成立件数は令和２年より減少した。損害項目の割合は、財物価値喪失等の割合が 5.9%増加し、営業損害の割合が 8.6%減少したが、おおむね令和２年と同じであった。

第4 広報等

1 説明会の開催等

センターでは、本件事故による被害者にセンターの存在・役割及び和解仲介手続についてより身近に感じていただけるよう、広報活動に取り組んでいる。

令和3年は、福島事務所と東京事務所との連携の下、次のような取組を行った。

(1) 説明会への協力

地方公共団体や関係機関との連携により、福島県内外に居住する被害者を対象として開催された説明会において、延べ245名の調査官及び職員を動員（うち延べ216名を後述のオンライン説明会に動員）し、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等について説明を行った。令和3年に参加した説明会は、表8に示すとおりである。例えば、浪江町主催の説明会は、同町が主催する確定申告相談会や健康診断に併せて当センターへの申立方法等の説明会を企画し、28日程に及んだ。「第2-2 住所地別の申立件数等」で前述したように、平成30年4月に浪江町住民の集団申立ての打切り後、集団申立てに参加した被害者による再度の申立てが多くあったことについては、このような説明会を企画するなどといった当センターと同町との連携の影響があったことによるものと考えられる。また、NPO法人主催の説明会についても16日程に及び、当該広報活動等によって、多くの申立てが行われたと考えられる。

令和3年は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの説明会では、東京事務所からは職員が訪問することができない状況の下で行われたが、福島事務所から職員を派遣しつつ会場と東京事務所との間をオンラインで接続し、被害者に説明する方法を採用した。

【表8 令和3年 説明会の実施状況】

日程	説明会（開催場所）	主催者
1月9日（土）	ADR 申立て説明会・相談会 （オンライン開催）（福島県郡山市）	全日本企業福祉協会
1月26日（火）	ADR 勉強会 （千葉県千葉市）	ちば市民活動・市民事業サポートクラブ
2月7日（日）	原発 ADR 説明会&相談会 （オンライン開催）（福島県郡山市）	福島県司法書士会
2月13日（土）	原発 ADR 説明会&相談会 （オンライン開催）（福島県浪江町）	福島県司法書士会
2月15日（月）	申立て説明・相談会 （オンライン開催）（福島県浪江町）	浪江町
2月16日（火）	申立て説明・相談会 （オンライン開催）（福島県浪江町）	浪江町

2月17日(水)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県福島市)	浪江町
2月18日(木)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県郡山市)	浪江町
2月19日(金)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
2月21日(日)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
2月21日(日)	原発ADR説明会&相談会 (オンライン開催)(福島県福島市)	福島県司法書士会
3月1日(月)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
3月2日(火)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
3月3日(水)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
3月4日(木)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
3月5日(金)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
3月20日(土)	ADR申立て説明会・相談会 (オンライン開催)(福島県郡山市)	全日本企業福祉協会
5月28日(金)	ADR説明会 (オンライン開催)(山形県)	復興ボランティア支援センターやまがた
7月9日(金)	原発賠償に関する講演会 (オンライン開催)(福島県)	浪江町
7月24日(土)	ADR申立て説明会・相談会 (オンライン開催)(福島県福島市)	全日本企業福祉協会
7月25日(日)	ADR申立て説明会・相談会 (オンライン開催)(福島県郡山市)	全日本企業福祉協会
8月8日(日)	ADR申立て説明会・相談会 (オンライン開催)(福島県郡山市)	全日本企業福祉協会
8月9日(月)	ADR申立て説明会・相談会 (オンライン開催)(福島県福島市)	全日本企業福祉協会
8月10日(火)	原発賠償に関する講演会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
8月29日(日)	被災者交流会 (オンライン開催)(東京都)	医療ネットワーク支援センター

8月30日(月)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
8月31日(火)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
9月2日(木)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
9月3日(金)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
9月4日(土)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
9月7日(火)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
9月8日(水)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県浪江町)	浪江町
9月13日(月)	ADR 説明会 (オンライン併用)(千葉県千葉市)	ちば市民活動・市民事業サ ポートクラブ
9月18日(土)	ADR 申立て説明会・相談会 (オンライン併用)(兵庫県神戸市)	全日本企業福祉協会
9月19日(日)	ADR 申立て説明会・相談会 (オンライン併用)(大阪府大阪市)	全日本企業福祉協会
9月22日(水)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県いわき市)	浪江町
9月24日(金)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県いわき市)	浪江町
9月25日(土)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県いわき市)	浪江町
10月1日(金)	申立て説明・相談会 (オンライン開催)(福島県福島市)	浪江町
10月4日(月)	申立て説明・相談会 (オンライン併用)(福島県二本松市)	浪江町
10月5日(火)	申立て説明・相談会 (オンライン併用)(福島県二本松市)	浪江町
10月7日(木)	申立て説明・相談会 (オンライン併用)(福島県福島市)	浪江町
10月22日(金)	被災者交流会 (埼玉県川越市)	医療ネットワーク支援セン ター
10月23日(土)	ADR 申立て説明会・相談会 (福島県郡山市)	全日本企業福祉協会/レス キューストックヤード共催

11月17日（水）	被災者交流会 (東京都千代田区)	医療ネットワーク支援センター
12月 1日（水）	住民向け原発 ADR 相談会 (福島県福島市)	福島県
12月 5日（日）	住民向け原発 ADR 相談会 (福島県福島市)	福島県
12月21日（火）	原発賠償に関する講演会 (オンライン開催) (福島県浪江町)	浪江町
12月29日（水）	ADR 申立て説明会・相談会 (福島県郡山市)	全日本企業福祉協会

（２）センターからのお知らせ等を記載した広報媒体の作成・配布

福島県庁が全国の避難者に向けて発行する「ふくしまの今が分かる新聞」に同封する方法で、センターからのお知らせを記載したチラシの配布を行うとともに、浜通りを中心とした複数の地方公共団体のニーズに合わせた和解事例掲載チラシを作成し、自治体主催の申立て説明・相談会の際等に配布を行った。

これらの広報媒体の配布部数は表 9 に示すとおりである。

【表 9 広報媒体の配布部数】

チラシ	約 40,000 枚
避難者向け和解事例チラシ	約 2,000 枚

（３）広報推進のための関係団体との協議会・勉強会

センターが行う和解仲介手続や申立ての現状等に関する理解を深め、連携をより強化するため、福島県弁護士会及び福島県司法書士会との協議会や勉強会などを開催した。

（４）福島県内地方公共団体等の広報紙・ホームページへの案内記事掲載

センターの業務内容や和解事例等を周知することを目的として、福島県庁が全国の避難者に向けて発行する「ふくしまの今が分かる新聞」、複数の地方公共団体が発行する広報紙及びホームページのほか、避難者を支援する NPO 法人が発行する広報紙等にセンターの案内記事を掲載した。

2 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表 10 に示すとおりである。

【表 10 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成 23 年から令和 3 年までの推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732	3,920	2,388	1,527	1,000	837	656
	令和 3 年									
受付件数	806									

※平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

○令和 3 年、月別内訳

	令和 3 年											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
受付件数	141	132	184	60	35	47	39	29	36	33	33	37

【概要】

令和 3 年のコールセンターにおける受付件数は 806 件であり、前年から 22.9%増加した。コールセンターへの問合せ件数の増加は、令和 3 年は本件事故から 10 年という節目の年であったことによるものとも考えられ、引き続き適切かつ丁寧な対応が必要である。

なお、問合せの中には、申立書の様式例の取り寄せに関する照会も少なくない。そこで、従前から文部科学省のホームページ上に個人用・法人用の申立書の様式例を掲載していたが、地方公共団体用の様式例¹⁰を追加するとともに、掲載に係る形式について、従来の PDF 形式に加え、ダウンロードして記入が可能なエクセル形式¹¹を追加し、利用者による様式例入手の便宜を図っている。

¹⁰ https://www.mext.go.jp/content/20201113-mxt_san-gen02-formmanualjichi3.pdf

¹¹ 文部科学省ホームページ・原子力損害賠償紛争解決センター「センターでの和解の仲介を希望される方へ」参照。 https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm

第5 当面の課題と解決に向けた取組

1 本件事故発生から10年が経過して

(1) 本件事故により原子力損害を受けた被害者の方の救済について

令和3年3月には本件事故発生から10年が経過した。福島県内では、引き続き、本件事故からの復興や再生に向けた取組が進められている。大熊町で令和4年に避難指示解除を目指す特定復興再生拠点区域での準備宿泊の調整等が行われたり、双葉町で役場機能を同町内に戻すため、令和4年8月を開庁予定として仮設庁舎建設の概要等が公表されたりするなどの動きが見られた。政府は、令和3年8月31日に開催された復興推進会議及び原子力災害対策本部との合同会合において、特定復興再生拠点区域外について、2020年代に希望する人が帰還できるよう、必要な箇所を除染し、解除の取組を進めるといった方針を決定した。一方で、同合同会合において、原子力災害からの復興・再生には、今後も中長期的な対応が必要であるとの指摘もあり、本件事故による影響は、今もなお続いている状況にある。当センターとしては、いまだ原子力損害の賠償に関する紛争解決を必要とする被害者の方が一定数存在するという認識の下に、和解仲介手続を通じて被害者の救済をより一層進めて行く所存である。

(2) ALPS 処理水の処分等に関する風評被害への対応について

政府は、令和3年4月13日に、トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水（以下「ALPS 処理水」という。）の処分方法として海洋放出を選択することなどを内容とする「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（以下「政府方針」という。）¹²を決定した。また、同年8月24日に、当面の対策¹³を取りまとめ、その際、風評対策に万全を期してもなお被害が発生した場合、賠償に関する紛争解決について、「個別の損害賠償に不服がある場合には、政府は、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）の活用を促す」ことが示されている。さらに、同年12月28日に、中長期的な取組の行動計画として「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した¹⁴。当センターは、これらを踏まえ、最大限の措置が講じられてもなお風評被害が生じた場合において、当センターによる和解仲介が利用される際には適切に対応していく所存である。

なお、これらに関して、東京電力は、同年4月16日に、政府方針を踏まえた対応につ

¹² 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における 多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議）

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/alps_policy.pdf

¹³ 「ALPS 処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」（令和3年8月24日 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議）

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/pdf/alps_2108.pdf

¹⁴ 「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/pdf/alps_2112.pdf

いて、「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する政府の基本方針を踏まえた当社の対応について」を公表¹⁵し、政府方針を「たいへん重く受け止めております」とした上で、「政府方針に基づく対応を徹底するべく」取り組むこととして、「風評影響を最大限抑制するべく対策を講じた上でもなお、ALPS 処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合には、あらかじめ賠償期間・地域・業種を限定せず、当該処理水の放出による損害を迅速かつ適切に賠償」¹⁶することなどを掲げている。また、同年 8 月 24 日に、当面の対策の取りまとめを受けてコメントを公表し、政府方針及び当面の対策を踏まえ、「原子力安全に係る規制をはじめ各種法令等を厳格に遵守することはもとより、風評影響を最大限抑制するための対応を徹底するべく」取り組むこととしている。¹⁷さらに、同年 12 月 28 日に、行動計画を受けてコメントを公表し、政府方針を踏まえた対応を引き続き徹底するとともに、「今回とりまとめられた「行動計画」を重く受け止め、風評影響の最大限の抑制に向けて、当事者としての役割をしっかりと果たすべく取り組んでまいります」とした上で、具体的な取組として、「対策を講じてもなお起こり得る風評被害への賠償については、関係する方々のご意見を丁寧にお伺いしながら適切に対応して」いくことなどを掲げている¹⁸。

（３）消滅時効について

本件事故発生から 10 年が経過し、必ずしも消滅時効が成立するものではないものの、令和 3 年 2 月及び 3 月の申立件数が顕著に増えており、10 年の時効期間を意識した申立てがなされたと推察される。この点に関し、東京電力は、これまでも審査会において、消滅時効を理由として一律に損害賠償請求を拒絶するという対応はしないなどの発言をしてきたところであり、令和 3 年 8 月 4 日に認定された第 4 次総合特別事業計画（以下「総合特別事業計画」という。）の中において、時効に関する基本的な考え方として「賠償に当たっては、時効を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々のご事情について十分に配慮しつつ、引き続き真摯に対応する」ことを明記している¹⁹。当センターとしては、10 年を経過してもなお本件事故による原子力損害の賠償に関する紛争解決を必要とする被害者の方が存在している状況を踏まえ、和解仲介手続を適切に実践する中で、東京電力に対し、時効について自らが掲げた対応方

¹⁵ 東京電力ホールディングス株式会社 2021 年 4 月 16 日プレスリリース「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する政府の基本方針を踏まえた当社の方針について」参照。

https://www.tepco.co.jp/press/release/2021/1596975_8711.html

¹⁶ 脚注 15 のプレスリリースの別紙 1 参照。

<https://www.tepco.co.jp/press/release/2021/pdf2/210416j0201.pdf>

¹⁷ 東京電力ホールディングス株式会社 2021 年 8 月 24 日プレスリリース「（コメント）福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の取扱いに関する政府の「当面の対策」について」参照。

https://www.tepco.co.jp/press/news/2021/1634775_8971.html

¹⁸ 東京電力ホールディングス株式会社 2021 年 12 月 28 日プレスリリース「（コメント）政府の『ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画』とりまとめについて」参照。

https://www.tepco.co.jp/press/news/2021/1666177_8971.html

¹⁹ 東京電力ホールディングス株式会社 2021 年 8 月 4 日プレスリリース「特別事業計画の変更の認定について」添付資料・18 頁参照。<https://www.tepco.co.jp/press/release/2021/pdf3/210804j0101.pdf>

針を実践するように求めていくとともに、東京電力の時効に関する対応方針が実践されるかどうかを注視していく。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響下における業務遂行等について

令和3年において、当センターの業務遂行は、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けた。当センターとしては、その時々感染症拡大防止のために求められる取組を実施する一方で、複数の事件担当者が柔軟に事態に対応する体制の強化などを通じて、でき得る限り迅速かつ公正な和解仲介手続の実現に注力してきたところである。今後の同感染症の拡大については予断を許さないと言うほかないが、これからも、十分な感染症対策を行いながら、可能な限りの工夫を凝らしつつ原子力損害賠償の紛争解決機関としての役割を全うするように努めていく所存である。

2 案件審理の現状と課題

(1) 令和3年における案件の動向について

令和3年の申立件数（以下、本項目に掲げる各月は、令和3年のものである。）については、1月から12月までの1年間の申立件数は1,144件であり、令和2年における年間申立件数862件から増加に転じた。令和3年の年間申立件数を押し上げた要因の一つとして、2月及び3月の申立件数の顕著な増加を指摘することができるが、これは消滅時効に関する広報活動等の効果もあって、10年の時効期間を意識して申立てがされたことによるものと推察される。また、その他の要因として、8月から10月にかけての申立件数の増加を指摘できるが、これは、被災自治体や被災者支援団体（NPO）主催のイベント等の会場を利用して申立書の書き方相談等を行い、その場で申立てを受け付けるという広報活動を実施した成果によるものである。新型コロナウイルス感染症の状況や主催者側の意向等も勘案しながら、今後これらの活動をどのようなかたちで展開していくのか、引き続きの検討課題となる。

次に、係属未済件数についてみると、令和2年末時点715件から、令和3年年末時点には917件と増加した。前述のとおり、令和3年に申立件数が増加に転じたことが、係属未済件数の増加につながった主たる要因であると考えられる。

(2) 個別案件の審理体制の整備等について

個別の案件については、令和2年に改編した体制の下、全調査官が全類型の案件を担当する²⁰こととした上で、多角的な視点から仲介委員による審理を支えるため、複数の担

²⁰ 改編前は、多数の申立てがあることを前提に、一定の損害項目が問題となりうる類型ごと、①事業者に係る申立案件、②自主的避難等対象区域等から避難した被害者に係る申立案件、③それ以外の被害者に係る申立案件に振り分け、調査官をグループ分けして分業体制で申立案件の処理に当たっていたが、近時の申立件数の動向や案件の複雑化等の傾向も踏まえ、実情に合うよう、令和2年に処理体制の改編を行った（令和2年活動状況報告書・第5の3（1）30頁参照）。

当調査官が協働して案件の調査等に当たっている。このほか、個別の案件の調査等に当たって、担当調査官が争点について検討する場合に室長補佐に相談できる体制を整えており、当センターの内部で事例検討会を行うといった支援も行っている。

なお、個別案件においては、弁護士代理人を選任することなく本人が申立てを行う場合が多く、本人による申立ての場合には、できる限り一回的に紛争を解決することが申立人の利益に沿うという観点から、申立書に明示的に記載されていない損害項目であっても、審理を進める中で現れた事情を丁寧に聴き取って、必要に応じて審理に取り上げて請求に漏れが生じないように対応している。

(3) 審理に一定の時間及び労力を要する案件の状況等

当センターが受理する案件には、典型的に審理に一定の時間及び労力を要するものがある。その状況は以下のとおりである。

ア 集団申立案件

多数の申立人が一つの手続内で申立てを行う、いわゆる集団申立案件については、多数の申立てについて審理を行うため、時間や労力がかかる。令和3年には新たに4件の集団申立案件があり、そのうち3件は申立人の延べ人数が100名を超える規模の申立てであった。近年は集団申立てが少なかったところ、これらが同年3月10日までに申立てられていることからすると、いずれも10年の時効期間を意識したものと推察される。集団申立案件については、昨年に比べ係属事件数が増加しているが、鋭意その審理に当たっている。

イ 地方公共団体による申立案件

地方公共団体による申立案件においては、福島県内のみならず、東北地方、関東地方などの各地方公共団体が、主として放射能検査・測定・除染費用、風評被害対策費用、原発事故対応に充てた人件費等の賠償を求めている。令和3年には18件の申立てがあり、令和3年末時点で係属中の案件は45件である。地方公共団体による申立案件は、東京電力に対する直接請求手続での交渉がまとまらなかった項目について当センターに持ちこまれる事案が多い。そのため争点が先鋭化し、紛争性が高いという特徴が挙げられるほか、地方公共団体の規模等に応じて請求項目が多くなるという傾向がある。また、多年度にわたる請求がなされることも少なくないといった事情から、提出される資料も多く、その整理や分析、検討に多大な労力と時間を要する場合が多い。当センターにおいては、地方公共団体による申立案件に迅速かつ的確に対応できるよう、統一的な書式等を作成の上、ホームページに公開²¹して、地方公共団体にその利用を促すといった工夫をしているほか、経験豊富な調査官の知識や経験を内部で共有する取組等を行っている。

²¹ 文部科学省HP・原子力損害賠償紛争解決センター「ADRの申立てを考えている自治体の皆様へ」参照。https://www.mext.go.jp/content/20201113-mxt_san-gen02-formmanualjichi3.pdf

ウ 事業者による営業損害の賠償を求める申立案件

事業者が営業損害の賠償を求める申立案件は、本件事故からの時間経過、証拠となる会計資料等が大部にわたり、散逸していたりすることも少なくなく、また、風評による影響の有無や程度、本件事故以外の要因による売上げ減少の可能性といった点の検討も要するなど、審理に一定の労力及び時間を必要とする類型の案件である。事業者が営業損害の賠償を求める申立案件の件数自体は減少傾向にあるが、同案件が全申立件数の一定割合を占めている状況は令和3年においても大きく変化はない。引き続き、事業者が営業損害の賠償を求める申立案件の動向に注視していくとともに、担当調査官を支援するための相談体制等を整えるなど、迅速かつ的確な処理を推進していきたい。

(4) 和解契約に清算条項を付する場合についての対応等について

当センターの和解仲介手続において和解契約を成立させるに当たって、当該和解契約に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを当事者が相互に確認することを内容とする、いわゆる清算条項を付すことについては、申立人に不測の不利益が及ぶことがないようにするという観点から基本的に消極的な姿勢で臨んできたところである。

もっとも、本件事故からの時間の経過に伴って、清算条項を付して和解契約を成立させることが相当と思われる事案も出てきている。そのような事案において、東京電力が和解に応じるための条件として清算条項を付すことを求め、申立人において清算条項の意味を十分に理解した上でこれに同意する場合には、担当する仲介委員が清算条項を付すことの相当性を慎重に吟味し、総括委員会の助言を求めるという内部手続を経た上で、和解契約を成立させている。

この点をより具体的に説明すれば、清算条項を付す場合には、申立人に不利益がないように、清算対象とする期間や損害項目を可能な限り限定し、一方、申立人において、清算条項の内容はもちろん、そのことが将来にもたらす結果についても十分に理解していただけるように丁寧に説明を行っている。また、東京電力が清算条項を付すように意見を述べてきた場合でも、安易にこれを受け入れることなく、慎重に対応をしている。これらの取組については、より積極的に継続していく所存である。

清算条項に関しては、前記1(2)で言及したとおり、ALPS処理水の処分等により風評被害が発生した場合は賠償が行われるとの枠組みが示されたところであるが、当センターにおいては、このことを踏まえ、政府方針が示された令和3年4月以降、ALPS処理水の処分等の影響があり得る営業損害等の損害項目について清算条項を付す場合には、ALPS処理水の処分等に伴う風評被害に基づく損害賠償については同清算条項の効力が及ばないという除外文言を付加する扱いを行っており、ALPS処理水の処分等に関し、誤って被害者救済の途を閉ざすことのないようにしている。

(5) 申立人に対する終局時の説明等の取組み

当センターでは、令和3年3月以降、和解仲介手続を終了する局面で、手続の終局に先立って、個別の案件を担当する調査官において、申立人に対し、和解案を提示する場

合も含めて、申立人がその後に訴えを提起する機会を喪失するという不利益がないように、原子力損害の賠償に関する法律第 18 条の 2 の規定等を踏まえた説明の文書を送るほか、口頭でも説明を行い、同法等の趣旨を踏まえた運用をしている。

(6) 東京電力による和解案拒否案件等

令和 3 年に既済となった案件において、東京電力が仲介委員の示した和解案を受諾しなかったことによって打切りとなった案件はなかった。

当センターの和解仲介手続において、仲介委員は、東京電力が提示した和解案の受諾を拒否した場合であっても、再度東京電力に対して和解案を受諾するように働きかけるなどして紛争解決を目指しているところであり、今後も引き続き、このような紛争解決に向けた働きかけを実践していく所存である。

東京電力には、当センターの和解案を尊重すると明言していることを再認識した上で、当センターからの紛争解決に向けた働きかけには真摯に対応するように求める次第である。

なお、当センターによる働きかけにもかかわらず、東京電力の理解が得られずに和解による解決の見込みがないと判断される場合もあり得るところであるが、そのような場合、手続の打切りが被害者において適切な時期に訴訟に移行する選択肢を検討する契機となることも考慮し、打切りの可否及びその時期を検討している。また、手続が打切りになった場合には和解仲介手続の申立てを検討している方に参考となる資料を提供するという趣旨から、適切な事案についてホームページ上に公表している。

3 訴訟との関係

(1) 集団訴訟の動向について

本件事故の被害者が国や東京電力を被告として、本件事故を原因とする損害賠償を求める集団訴訟は、全国各地で提起され、既に地方裁判所における一審判決は相当数言い渡されており、高等裁判所においても令和 3 年末までに 7 件の控訴審判決²²が言い渡されている。これらの控訴審判決に対しては、いずれも最高裁判所に対し上告ないし上告受理申立てがなされているとのことである。最高裁判所の判断があった場合、その判断の内容によっては当センターの和解仲介手続に影響があり得ることを考慮しつつ、その動向を注視していく必要がある。

(2) 関係訴訟の係属と和解仲介手続の関係

当センターの和解仲介手続における案件と並行して訴訟が係属している場合について

²² 令和 3 年 12 月末時点までに言渡しのあった控訴審判決は、①仙台高等裁判所令和 2 年 3 月 12 日言渡判決、②東京高等裁判所令和 2 年 3 月 17 日言渡判決、③仙台高等裁判所令和 2 年 9 月 30 日言渡判決、④東京高等裁判所令和 3 年 1 月 21 日言渡判決、⑤仙台高等裁判所令和 3 年 1 月 26 日言渡判決、⑥東京高等裁判所令和 3 年 2 月 19 日言渡判決、⑦高松高等裁判所令和 3 年 9 月 29 日言渡判決の 7 件である。

は、和解仲介手続に係る申立内容（請求する損害項目等）と並行する訴訟の訴訟物たる請求内容が異なり、重なり合いがなければ、特段の問題は生じず、担当仲介委員の判断に基づいて和解案を提示するなどして適宜の処理を図っている。

これに対し、両者の請求内容が同一で重複する場合は、双方の判断内容が異なることもあり、和解仲介に当たって通常より調整が必要になることがある。当センターでの和解仲介手続進行中に一審判決が言い渡されて控訴審で審理が係属している場合、東京電力が一審判決と異なる内容の和解契約に応じることは基本的にはなく、和解による解決を目指して並行する控訴審において訴えを取り下げるなど別途の調整が必要となったり、場合によっては和解仲介手続を打ち切らざるを得なくなったりする。控訴審判決が言い渡された場合、東京電力においては、当センターで和解をしても上告審において同和解に係る弁済の抗弁を出すことができないことを理由として、当センターからの和解案の受諾を拒否してくることがある。当センターとしては、一審判決の言い渡し前についてはもちろん、一審判決又は控訴審判決の言渡しのいずれがあった場合であっても、当該案件の内容や手続進行の状況を踏まえつつ、可能な限り、和解仲介手続による解決を目指している。

4 広報・周知活動について

（１）令和３年における広報・周知活動の状況

令和３年に受け付けた申立てにおいて、当センターの和解仲介手続を初めて利用する初回申立ての割合が４割を超えていることを考慮すると、当センターのことについて正確な情報を得られないために当センターの利用に至っていない被害者もいまだに一定数存在していると推察される。また、何らかの障害があつて、正当に賠償を求める権利を有しながらも請求に踏み切れない被害者が存在することも懸念されるところである。当センターとしては、これらの点を配慮し、当センターの存在や活動内容、和解仲介手続の利用方法といった情報を被害にあわれた方に正確に提供すべく、広報・周知活動を引き続き積極的に行っていく必要がある。

前記のとおり、令和３年も新型コロナウイルス感染症の影響のため、対面での広報活動については相当の制限があつたものの、リモートツールを用いてオンラインでの広報・周知活動を実施した。具体的には、前年に引き続き、被災自治体の主催するイベントに併せて、当センターの福島事務所の職員が現地会場に赴いて申立受付ができる体制を整えた上で、現地会場に設置されたブースの端末と当センターの東京事務所の端末とをオンラインでつなぎ、現地会場を訪れた住民の方に対して、東京事務所に待機している調査官が和解仲介手続の申立書の作成について説明等を行うといった活動を複数回にわたって実施し、相応の成果を上げてきた。

当センターとしては、今後も社会情勢等に配慮しつつ、本件事故の被害者が適切な賠償を受けられるようにするため、適切な広報・周知活動を行っていく所存である。

(2) 原子力損害賠償事例集（令和3年5月版）等について

当センターの活動内容を周知する一環として、当センターがどのような和解を成立させてきたのかについて、当センターの利用を検討している方や被害者を支援する各地方公共団体やそのほかの団体等に伝えるため、原子力損害賠償事例集（令和2年5月版）を公表したところである。この原子力損害賠償事例集は、文部科学省のホームページに公表された和解事例（公表番号146から1553まで）について、第1部及び第2部の構成で、第1部において、中間指針の目次に沿って分類、整理し、損害項目ごとに、どのような和解事例があるかを検索できるようになっており、第2部において、第1部で検索した和解事例の詳細を調べることができるように、個別の和解事例の内容（事件番号、当事者の人数、事故時所在地、和解金額等の情報及び損害項目に付された解説）が掲載されている。このように原子力損害賠償事例集は、当センターの和解仲介手続を利用しようとする際に、請求したい内容と同じような和解事例がないかを検索し、その詳細を把握するための参考ツールとして役立つ内容になっている。その後も継続的に同ホームページ上に新たな和解事例が公表されているところ、利用者の便宜を考慮して、令和3年には、公表番号1554から1710までの和解事例について、同様の構成で、原子力損害賠償事例集の追補（令和3年5月版）を公表した²³。今後も引き続き追加・更新作業を行っていくとともに、編集に工夫を加えるなど、利用の便宜をより図ることも併せて検討していきたい。

また、当センターは、被災した地方公共団体等からの要望等に応じ、当該地方公共団体の住民等にとって参考となるような和解事例をとりまとめた簡易の事例集・パンフレットを作成するなどの取組も行っており、今後とも広く当センターの活動内容が周知・利用されるように取り組んでいきたい。

5 終わりに

当センターは、正当に賠償を求めることのできる権利を有しながらもいまだに請求に至っていない被害者の方が依然として一定数存在すると推察される状況にあることを踏まえ、今後も引き続き、適時適切な賠償を実現するべく、組織としての適正規模を維持しながら、本件事故に関する紛争解決機関としてより一層の尽力をしていく所存である。

東京電力に対しては、総合特別事業計画で明記されている3つの誓いの基本理念に立ち返り、引き続き真摯な態度で和解仲介手続に臨むことを改めて強く求める次第である。

²³ 文部科学省HP・原子力損害賠償紛争解決センター「原子力損害賠償事例集」参照。
https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1333592_00001.htm